

平成 25 年（2013 年） 度  
金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

私 法

**B 日程入試**

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は 3 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題 1 と問題 2 の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

## 平成 25 年度（2013 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	私	法
------	---	---

※ 問題 1 と問題 2 の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題 1 つぎの事例を読んで、あとの（問 1）（問 2）に答えなさい。

妻 A は、夫 B の農業経営を手伝っていた。B は、毎年、「甲」という農業機械を、C 会社から借りていたが、その手続は、長年、A におこなわせていた。

平成 22 年〇月〇日、C 会社の担当者 D は、A に対して、「毎年借りていただいている甲農業機械につき、新製品ができましたよ。今であれば、安く販売できるので、今後借り続けるよりもきっとお得ですよ。」と持ちかけた。A は、農業機械については自分に権限があるものと思っていたので、この件について、B に何ら相談することなく、当該機械を B 名義で 500 万円で購入し、後日、引渡しも受けた。

しばらくたっても、500 万円の支払いがなされないので、C は B に対して支払いを求めた。しかし、B は「自分は関与していない」と言い、支払いを拒んでいる。

（問 1）

C は、誰に対して、どのような請求をなし得るか。その法的根拠を示しつつ論じなさい。

（問 2）

B が死亡した場合は、どうか。最高裁判例の立場に立って、論じなさい。なお、B の法定相続人は A のみとする。

問題2 つぎの事例を読んで、あとの(問1)(問2)に答えなさい。

アミューズメント事業部門(主としてゲームセンターの運営事業)とホテル事業部門を有するY株式会社(以下、「Y社」とする。)は、それぞれの事業部門を別会社として経営することにした。そこで、Y社は、新設分割の方法で、ホテル事業部門をA株式会社(以下、「A社」とする。)に承継させた(以下、「本件新設分割」とする。)。本件新設分割計画には、ホテル事業部門に関する債務はすべてA社に承継させる(したがって、本件新設分割後、当該債務についてY社は責任を負わない)旨が記載されていた。

本件新設分割において、A社がY社に交付した分割対価はA社株式のみであり、そのA社株式は、本件新設分割後もY社によって保有されている。

ベッドの製造・販売を事業とするT株式会社(以下、「T社」とする。)は、本件新設分割前、Y社に対して、ホテルの室内用ベッドを販売し、その代金債権を有していた。

また、業務用ゲーム機器の製造・販売を事業とするG株式会社(以下、「G社」とする。)は、本件新設分割前、Y社に対して、ゲームセンター向けゲーム機器を販売し、その代金債権を有していた。

Y社の定款には、会社の公告方法(会社法2条33号)として電子公告による旨が定められているが、本件新設分割に際して、Y社は、本件新設分割に異議があれば債権者は一定の期間内に異議を述べることを官報に公告した(官報以外には公告していない。)。なお、Y社は、T社およびG社がY社の債権者であることとそれぞれの債権の内容を知りながら、本件新設分割に異議があれば一定の期間内に異議を述べることをT社およびG社に催告しなかった。

(問1)

本件新設分割後、T社は、Y社に対して代金債権の弁済を請求できるか。また、T社が本件新設分割の無効の訴えを提起した場合、その訴えはどうか。

(問2)

本件新設分割後、G社は、Y社に対して代金債権の弁済を請求できるか。また、G社が本件新設分割の無効の訴えを提起した場合、その訴えはどうか。